慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	宮内庁書陵部蔵「金玉双義」解題併翻刻. 上
Sub Title	
Author	石神, 秀晃(Ishigami, Hideaki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1991
Jtitle	三田國文 No.15 (1991. 12) ,p.37- 52
JaLC DOI	10.14991/002.19911200-0037
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19911200-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料紹介

宮内庁書陵部蔵「金玉双義」翻刻併解題　上

石神秀晃

鎌倉後期以来の古い歌道伝授に用ゐられた、所謂「玉伝深秘巻」と称される伝書について、筆者は現存十二本の書誌的現状の報告、ならびに流伝系路別の簡略な分類を行ひつつある。拙稿は「斯道文庫論集」第二十六輯に収載される予定である。それに併せ、諸本中最も注目に値すると思はれた、未紹介の異本「玉伝深秘巻」、即ち「金玉双義」と外題される標記した写本を、ここに翻印することとした。紙幅の都合もあるので今回は三分の一程度を掲載し、以下本誌続刊に継続する。

目録

一　略解題

二　翻刻併凡例

一

当該書誌の現状は別稿にも記すところである。本稿には必要事項のみ便宜略記しておく。

金玉双義（外題）

〔江戸末〕和気信徳写　半一冊（鷹二九）

安政二年〔鷹司政通〕自筆奥書　日野（烏丸）光政所持本の写

細目　1金玉双義 2自性論 潅頂人丸赤人事 3四人人丸事 4合身義 5三公伝始書 身足翁義住経 6人丸名字事 7〔古今〕二字秘事義 8古今二十巻異名 9燧深義 住 10水体事 11〔二人秘名〕 12金札伝 住経信告 13ホノ〳〵ト〔の歌の事（仮題）〕 14人丸秘哥 15五人死所事 16千葉破深義 17大明神義 夢延光中納言 18藤原延光〔より血脉次第（仮題）〕 19玉伝 深 秘巻 住吉 20三十一字文字極事 21〔三十一神之事〕 22土句三種深義 23奥書 24九章密伝 住 25〔九章密伝奥伝（仮題）〕 26血脉年号奥書代ト秘歌 27古今和歌師資相伝血脉譜　「伊勢物語云事　二字義（原外題）」（28〔伊勢物語云事〕 29〔伊勢〕二字義 斎宮段古今同龍田河古今同）30大原大神〔の事（仮題）〕　「深秘口伝集上 此中ニ六（原外題）」（目録有り）（31〔龍田河事〕 32〔陽成院事〕 33〔御手洗河事〕 34業平人丸歌末ヨム 35斎宮段 36〔月ヤアラヌ事〕）「深秘口伝集下 此中ニ七（原外題）」（目録有り）（37〔人麿三所墓事〕 38〔仁和中将二義事〕 39小野小町事 40無何有里云

事41〔月神日神事〕42〔ミスモアラス事〕「口中深存義 幷内道論 滋春 （原外題）」（43〔口中深存義〕44十二人化身事 住吉示経信 45内道論 定家）「昔義 幷 星宮口伝（原外題）」（46〔昔義〕47星宮口伝）48阿古根浦口伝之日記49阿古根浦口伝50奥書 業平作「非月哉 幷 絶入（原外題）」（51〔非月哉〕52七月七日絶入事）「三河義 女隠名（原外題）」（53〔三河義〕54会合女事 隠名）55中将入滅記 滋春作56物語次第57伊勢物語百二十段異名58物語五種異名59交会女合始月日事60伊勢物語師資相承血脉譜61伊勢物語要文哥集62〔和歌大網〕63〔和歌淵底秘抄〕64題哥書様65題切紙同書様66和歌伝受潅頂私記 経信初奉授堀河院次第也67伊勢物語口伝 幷注68伊勢物語口伝一 幷注69伊勢物語口伝三 幷注 六歟70伊勢物語口伝四 幷哥 七歟71伊勢物語六 五歟 幷女共 入違多72伊勢物語口伝七73伊勢物語口伝八 幷注

刷毛目表紙（二三・四×一六・五cm）。外題、左肩打付書「金玉双義 貫之作」。装丁、袋綴。本文冒頭に「金玉双義」と題署する。しかし本書の、元来は口伝草子の集成であるといふ性質上、今題は冒頭の篇名にすぎず、従つて総題と解すべきではなく、また外題にしても冒頭篇の原外題の残存するものであるか、もしくは累次書写を重ねる途次に、便宜上本文冒頭の題をとつて付した外題であると解する。そしてそのあとで、巻頭題の下から貫之の名が落ちたのではあるまいか。料紙、薄手斐楮交漉紙の印刷罫紙。その形式、単辺（一七・八×一二・八cm）、毎年葉十行、版心、白口無魚尾。墨付八十二丁。七十二丁表に本文用紙を以て半丁の同筆補記を貼付する。本文は漢字片仮名交りを用ゐ、返点共漢文風表記が顕著である。また26「血脉年号奥書代ト秘歌」に引く和歌を万葉仮名風の表記とする。傍記は書写者の記すものか、不明。奥書は次の通りである。

ひの中納言光政卿より借用令和気／信徳写之早

安政二年孟春尽日／　　関白（花押）

此一冊無疑非著述于貫之専真言説旦後人之伝／貫之後歴数百年人々旦片名非古体以何／紀氏述作云物歟　（花押）

本書が表紙に記す通りの貫之の述作とは思はれないことを述べる識語である。が、本来的には、「貫之作」とされてゐたのは冒頭の「金玉双義」の一篇のみであつたであらう。小題下のみならずその項の尾に、本篇は貫之の作である、と明記する、例へば国文学研究資料館初雁文庫本「金玉双義」も伝存するからである。これに類するやうな秘事の集成が、片桐洋一氏の述べられる如く「玉伝深秘巻」であり、また本書である、と解される。従つて「関白」、即ち鷹司政通が本書全体を伝貫之作と考へてゐる点は、無理からぬ面もあるけれども、やはり誤解とすべきであらう。

本書は既に記した通り、異本「玉伝深秘巻」と目される伝本である。但、「玉伝深秘巻」といふ題名も、冒頭の一篇の小題であつて、全体に及ぶ総題ではないことは同様である。所謂「玉伝深秘巻」（本稿の基本的主張といささか齟齬するものの、この通称を便宜的に総題としても用ゐる）では最も古体を留めると推定されてゐた名古屋大学本を中心に、内容を相互に比較すると、一方に存して他方に欠ける項が各々あり、重なる部分は三分の二程度であらう。配列には大きな差がある（別稿中の項目対照表参照）。端的にいへば冒頭の一篇が片方は「金玉双義」、

他方は「玉伝深秘巻」であることが最も目につく差違、といふことになる。これに並行して、流伝系路のちがひも注意されるところである。即ち冒頭「金玉双義」篇である伝本は、血脉に記されるやうに「為顕」から「能基」へと伝はつたものとされ、冒頭「玉伝深秘巻」篇である伝本は、「為顕」から「神垂（〈乗〉とも）」へと伝はつたとされてゐる。

筆者には現在、内容に深く立ち入つた論をなす用意が欠けてゐるので詳しくは後日に譲り、その準備として気づく限りの留意すべき諸点にいくらかの言及を試みるにとどめる。

第一は「能基」なる人物の名が見える点である（後述）。第二は61「伊勢物語要文哥集」が片桐氏のいはゆる「冷泉家流伊勢物語抄」の抜き書きと思はれることである。その特徴は、書陵部蔵本よりも良好な本文をもつ鉄心斎文庫蔵本に近い。長い期間に本来的でない各項が徐々に加はることは充分あり得るとはいへ、この項も為顕より能基に伝はつたとするなら、もとの大部な伊勢注の出所を、冷泉家に全面的に帰することには問題が生ずるかも知れない。第三は62「和歌大網」ヵが含まれてゐることである。三輪正胤氏の継続して御研究の悦目抄関連の歌学書であるが、為顕・能基らの圏内で一連の類似書との関係を把握することができるかも知れない。ところで片桐氏の「玉伝深秘巻」に関する論及（中世古今集注釈書解題五）に指摘されたやうに、同氏のかつての紹介にかかる、もと文保ごろといふ冷泉家の蔵書目録に記載がある草子名と、所謂「玉伝深秘巻」の小題とが相当の一致を見せることは重要であらう。本書の注目される第四点は、そこで指摘のあつた諸項以外にも、数項に亘る新たな一致部分を見出せることである。即ちそれは、同目録の古今抄物の中では（解題五　二三三頁参照）、

名字義・四名義・千盤破義・人丸哥尺（本書13に同一か？）・人丸哥秘義（＝14？）

伊勢抄物の中では、

同口伝・大明神義・血脉相承（＝60？）・大明神段（＝30？）

などである。尚『解題』五に引用された同目録の「同深秘口伝集」「潅頂私記」の右傍に、片桐氏は「玉伝深秘巻」の小題と題の一致する目印である圏点を付されない。名大本「玉伝深秘巻」にはこの二項目も含むからあるいはつけ落としか、本書にはこの二項も存してゐる。

さて右の四点の中で、さらに若干の考証を試みたいのは、第一の「能基」なる人物についてである。井上宗雄氏『中世歌壇史の研究鎌倉南北朝期篇』片桐氏『中世古今集注釈書解題』二等の詳しい論及を纏めるなら、能基とは道長二男頼宗の末、一条能基であつて、所謂「古今和歌集序聞書三流抄」を録した、鎌倉における為顕の後資の一人、と要約できる。但片桐氏は第二巻で、その卒年が弘安八年（正月）である（公卿補任）点が、東大図書館本「三流抄」奥書の「弘安九年十二月十八日古今序談義已了／定家余風　能基」といふ記述と矛盾し（他本に「元年」）、或いは他に僧名と思はれる識語も存するなど、疑問がのこるとされ、第五巻では別人とすべきであらうと訂されてゐる。

本書の血脉譜中の記述によるなら能基は一条能基とは別人であり、少々時代も下つた「ノウキ」と音読すべき密教僧らしく思はれる。例へば26に、能基は「快所（8・27・60では〈承〉

字につくる）」[注1]なる弟子へ、一条能基の卒後である弘安十年に一連の秘歌を授けてゐる。また同じく60に、

金剛仏子阿闍梨能基

弘安元年十二月廿八日於伊豆山伝受／御堂関白後胤中山中納言基俊末葉／侍従兼治部権少輔能清孫治部権少輔／兼肥前守藤原朝臣朝基五男伊豆山／密厳院法印覚玄第子也

と僧であることが明記されてゐる。もつとも、系脉に関するこの記事の主張を図に示すと、

道長……基俊（中納言？）……能清 ― 朝基 ― 能基

の如く約し得る。だがこの主張に全面的な信頼がおけるものかは、今のところ疑がはしいとしなければならない。全く対応する系譜は「尊卑分脉」「系図纂要」の両書中にも存在しないのである。ただ、少なくともやや似た系譜を求めていくなら、先の一条能基の家系に「能清」の名を見出すことはできる。「尊卑分脉」から主要な部分を略記する。

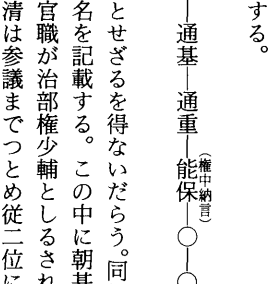

しかし結局のところ存疑とせざるを得ないだらう。同じく「尊卑分脉」に能清の子女は六名を記載する。この中に朝基の名はない。前引血脉には能清の官職が治部権少輔としるされる。微官にすぎよう。「分脉」の能清は参議までつとめ従二位に至つてゐる。さうして、能清が卒したのは「公卿補任」に永仁三年（一二九五）七十才とされる。もし朝基が、記載はないがその子で、能基が、その何番目かの孫だとすると、弘安元年（一二七八）、能清五十三の折に、はやくも孫能基は為顕より伊勢・古今等の秘事の伝を授けられたことになる。また血脉の各処とも「元年」の年記で一致してはゐるが、東大本「三流抄」奥書の年次[注2]と、写本に屢々起こり易い「九」を「元」と誤写する可能性を考慮して、これを強ひて弘安九年のことと考へても、この場合すら少々若すぎはすまいか。不適切の感はぬぐひされないのである。

ただ、「於伊豆山伝受」「伊豆山密厳院法印覚玄第子也」の記事にはそれなりの信憑性をみとめてよからうか。確実なことは未だいへないものの、他資料による検証の時まで一応の可能性を留保しておくことはゆるされよう。何故ならとにもかくにも、かうして「金玉双義」篇をはじめとする、為顕よりの伝書が伝存する以上は、いづれかの場所で伝授が行なはれたにはちがひないからである。仮に覚玄の弟子なりと称することが詐称であつたとしても、記事の全てをあやかしとして一概に排斥してしまふことにも躊躇を覚えざるを得ない。少なくとも能基が身をおいた（ひいては為顕が関与してゐた）学的環境を何程かものがたつてゐる記事である、とみなくてはならないであらう。

伊豆山乃至走湯山とよばれる一帯は、鎌倉幕府の厚い信仰の対象だつた伊豆山権現と、それに付属した神宮寺の東明寺（元来天台系といふ）や、鎌倉末より当社別当職を掌握するらしい密厳院（院主は主に醍醐寺系）等の、東台両密寺院混在の地域であつた。密厳院は知行地も広く大刹である。その密厳院主として覚玄は実在した僧侶である。「血脉類集記」に付法次第も摘記され、醍醐の「三宝院文書」（静岡県資料一所引）そのほかに

関連記事を見出す。この、大夫法印と呼ばれた覚玄は、足利泰氏の息であり、続いて院主として俗弟覚海・俗甥覚遍も次々に止住する密厳院は足利氏有縁の寺院といふべきだらう。

系譜中の記事を点綴すると「為顕（すでに出家し法号明覚）は伊豆山に於て弘安元年といふ年に、密厳院住僧能基へ歌道の秘事や古今・伊勢を講じた」のであつた。もしこの通りであるなら、一方「玉伝」の受者・神垂（乗）も、伊豆山の住僧でなければならない。26「血脉年号奥書代ト秘歌」に「秘歌」の能基への伝授は「弘安元年十二月十一日」、「玉伝」の同様の記述に神垂にも同「十二月十一日」（但、神宮本「十二日」）と記されてゐる点が理由である。前引60の「弘安元年十二月二十八日」の記述と考へ合はせ、為顕はすくなくともこの年の十二月を伊豆山に帯在してゐたと推測できよう。しかし、別人のうけた伝の内容に、配列こそ異なれ同文を含む共通部分が多いことは、内容のはなはだしい密教色が密教僧であらう能基なり神垂なりに至つてはじめて加へられた潤色なのではなく、既に主として為顕以前に確定してゐたことを証してゐると解される。

為顕かによつて東都の学問・宗教的環境において束ねられ、一方では細密に展開されてゐた一つの体系的説話群が所謂「玉伝深秘巻」に録される秘事なのであらう。

注

（1）『昭和現存天台書籍綜合目録』所載、「離作業面受口決」（吉水蔵）の表紙に「金剛仏子快承」、初行に「弘安六年（一二八三）正月九日於禅林寺御房面受口決」としるす。同一人と断ずるにはあまりにも証拠にとぼしい。が、あるいはその可能性もあらう。禅林寺は天台系寺院ではなく、元来三論真言兼学の道場で、当時は漸次浄土念仏の勢力が増しつつあつた。本書は後掲書とともに密教作法の伝書である。この点からすれば東密系であらうか。同じく、「曼荼羅供作法極略心月」（曼殊院）の奥書の一部には「弘安元年（一二七八）……金剛仏子快承廿」としるしてゐる。仮に同一人であるとすると、弘安十年、能基よりの伝授は三十二の折であつたことになる。

ところで、「弘安十年丁亥七月十二日読了之」の識語を有する、「三流抄」に類する説を用ゐた古今注（歌注）が伝存してゐる。能基の快承への伝授を録した聞書か、など憶測されるけれども他日の課題である。

尚、『鎌倉遺文』所載「兼仲卿記（勘仲記）」弘安二年（一二九四）正月十四日条に「権律師」に任ぜられた「快承」の名が記される。また、同じく建治二年（一二七六）正・二月巻裏文書として「春日執行正預能基」の請文がある。いづれも同一人か否かの確定は出来ないが付言しておく。

（2）本書（既述のやうに伝授の年次を数箇所で全て「元年」とする）と「三流抄」を仮に為顕の一連の伝授の過程の中でとらへてよいなら「九年」よりも「元年」の方がよささうではある。

二

一、ここに紹介するのは、宮内庁書陵部所蔵「金玉双義（外題）」（函架番号　鷹二九）である。

一、翻刻は原本の再現を期したが、用ゐる漢字は通行字体を宗とし、若干の別体を残した。一行の字数には変更を加え、ま存する宣命書き風の特徴も概ね消えてゐる。

一、別記細目に合はせ、各項毎に通し番号を付した。

資料の閲覧・翻刻を快諾された書陵部当局に深謝申し上げる。

（いしがみひであき）

金玉双義 貫之作　完　（表紙）

1　金玉双義

抑和哥者何義哉和者文字見書ニ口千八一口千八者哥家極秘伝也口云文字納一　読文集云口レ身知レ字者賢者幸也ト云リ千文字数〻読　多分義也史記ノ堯舜之恵潤千　量　云八者円満義也天台大師之説　八円満足員也云　然則和数納円満心也サレハ一切万物及仏神マテ歌ヨミ納義和也故口千八云也八方万象読験義也問何必八方云哉答ノ四方六方十方ナムトモ云ヘキヲ上下方哥両句　定体不離物也上下天地之中　八方万物和万物三十一字連　以和云也サレハ森火万能此内ヲサマリテ一塵不レ捨哥読入　故也諸以并万法万物音声皆是歌也一切荒悪心和読故和一　也哥云可ニ言一読也如此ニ万物自性皆哥也云如コトハ也云義也可云如義也ヘシ〳〵ト二ヲ云ハ如〻義也如自性也サレハ自性理云ヘキカ如ク云義也

2　自性論　潅頂　人丸赤人事

問人丸者赤人難レ立レ上事赤人者人丸難レ立レ下事雖然古今之中人丸歌多レ之何赤人之哥一首不レ入哉答人丸赤人者一体二名也二名不可入問一人二名之事有何本証哉答人丸者天武天皇御宇三年八月三日自石見国戸田郡山野里語家命云民家薗柿本出現人也其歳二十余家命尋問答云我無家無レ来レ所無レ父母無ニ知所一只和哥之道　知一云于レ時家命母緩国司秦冬道申冬道奏ニ清一御一原天皇ニ御門悦思食召哥道為御侍読是哥如レ流レ水之連于レ時任ニ石見権守一始觴性号ニ柿本人丸名事書同年九月三日任ニ左京大夫正四位下行次一年三月一日補任春宮大夫木工権頭正三位上行兼任播广守贈正二位内大臣也孝嫌御時或本云聖武崩御平城天皇大同二年八月十一日贈官又云天武御門住吉行幸之時大明神出現云我歌詠ヲ為ニ世弘一分身生ニ人丸一云ヲ如レ消失其体八旬之老人也于レ時知大明神化現云人丸不軽一三人一体義在ニ副書一然後天武天皇后勝　八尾大臣娘駝　流罪上総山辺郡至聖武明君万葉集撰集無写者爰右大臣橘諸兄大伴家持中納言而時撰者也此人〻奏云柿本人丸卿先帝之御侍読天下不思議権者和哥之明師也被流罪在東州召彼人一為判者于時左大臣藤原永年奏云東州流人再不可昇殿人丸以何為御侍読哉此義不可然諸兄卿奏云大唐白楽天本名信宜公流罪遠州彼国流人再不昇殿雖然召為侍読改姓名号大原白居易云此人如是于時公卿同意シテ召帰改名性官階一号ニ宰相正三位上山辺赤人一然一体二名也貫之為駝　此深義一二名戒人一人一自余集入人丸赤人事以前後名入故也秘〻中千金莫伝

3　四人人丸事　一人田口人丸五位兵部大輔也哥人也田口光人子也孝嫌天皇御代ノ人也一人山人丸山田主子也四位左少弁也非哥人也文武天皇ノ御代ノ人也一人柿本人丸春宮大夫化人也世ニ用ル人也一人柿本人丸此ハ本仲原清主ト云ケルヲアマリニ昔人丸似　平城天皇姓名改サセテ号ニ柿下人丸一サレハ集入ニ人丸一実人丸難知但古今万葉人丸間ノ人丸ハカリ也後撰集タカサコノクモト云哥ハルカスミ雪気ト云哥恋ウヒヌシナハヤ云歌三嶋江云歌此四首実ノ人丸哥也以後撰集　赤人入ノミ人丸ノ哥也余ノ人丸云人不知但タ〻人丸カケルハ実人丸ノ哥也其外　姓云也柿下人丸云モトニ本字書タルハ新人丸可知也必家相伝ノ本　此等タ〻シキナリ柿人丸者平城天皇御時依吉夢一大同二年七月十三日人丸ノ霊崇近江国竹生嶋一其後白河院御時代中山中納言

基俊卿彼嶋ヘ参詣ノ時社ノ戸ノ自然開御神ノ御形ヲ拝ム人丸也
其即時巫託宣云汝哥道能知事神妙也此哥　我本意哥ナレト
テホノ〳〵ノ哥サツク是ヨリ此哥世用ル也延喜御時御夢ヨリ
テ延喜三年七月十八日人丸霊大内ノ竹坪崇今御影ノ社是也

4　合身義　問君誰人哉　答聖武天皇也　人誰人哉答人丸也
聖武者住吉大明神化現也改度不調為改明神生王家号聖武人丸
又明神化現歌広歌者吾朝ノリ也雖二人一神住吉ノ現化也然則
合身云也聖徳太子云即住吉化身皆是大悲垂跡暦度衆生化身也
然則三人身也本地薬師ト云非実義一日本記見観音又云観音
薬師二尊只一体二名也サレハ身合云也御門人丸本地同身歌ヲ
弘玉フ也又云御門ト人丸実合トモ云ヘリサレトモ実本地ツ
ク此深義能ス可レ秘〻〻

5　三公伝始書　身足翁義　住経
○号三伝
三人翁者中納言大㊥家持中納言在原行平左大臣橘諸兄ヲ云云
義アリ此実義隠故也実ハ住吉大明神也此二義アリ一歌ノ道
身足御座故大明神ヲ身足翁云二大明神人丸化此道ヲ世弘
人丸化業平成テ此道弘三人一身ナルカ故三人翁ト書此哥ハ
住吉鳥風口伝巻アリ

6　○人丸ノ名字事
人丸者住吉大明神諱ハ人足申人丸天武天皇山丸(?)也我本身名
一字王ト名一字取人丸ト付又ハ云人ト云字ハ勝タリト読也
丸ト云字賢読リサレハ歌道勝賢故人丸云也本文ハ文集ア
リ
天子丸不レ下立リ人ヲ勝レタリト読事常義也

7　○二字秘事ノ義
古今十二徳義アリ古云六義アリ今云六義アリ古云六ノ義ト者
一自古一一空古三体古四性古五親古六疎古也一自古者本
有常住古不来不去自然徳也一切物ノ不失体自古云也二空古
云ハ本不生ノ体也本来空古体取有無中離五行五色離タ
リ三体古云ハ草木山河ノ体皆往昔常住体也是皆体古ナストコ
ロ云ヘリ四性古云ハ色出テ体不出三十一字徳顕ヘキイハレ
ナリ本有自然アルヲハ性古云也五親古云万物ヲイテ五七五ノ
句ツトケルニヨマルレスト云事ナシ是ハ親古也六疎古云ハ実
体自性交雑体云ナセルヲハ疎古云也一六今云ハ一天今二一
地今三形今四禅今五動今六先今也一天今者寒温ノ徳日月
明白光皆是和哥ノ風情となる是天今ト云二地今者水氷山河草
木万物自性似体皆五行ニソナハルヲハ地今云也三禅今者和風
種㊥ハトレトモ不取当家ノ物也是ヲ禅今ト云四動今者万物
働動色体風ノ吹浪ノ立物揺動ヨセテ詠ヲナス是動今ト云
也五形今者五七五七トノ哥体ヲ作出テ森羅万物ヲ三十一字作
ヲ云也六先今者今此和哥ハ仮ノ戯イヘトモ実法身説法妙法
文三十一字読三十一尊ヲ讃嘆スル功徳ヲ具足シテ一切善悪
ヲキテ此道ノ化道非云事ナシ先師住吉ヨリ始テ三十六神至
ルマテ皆是仏神ノ化現衆生斉度方便也先浅道心ヲ和ケテ実道
引入始也サレハ此道テラサル衆生多故先今云也此義ハ三家
ノ深義也ユメ〳〵人ミスヘカラス

8　古今二十巻異名
一フルトシノ巻　二初花ノ巻　三藤花浪ノ巻　四初秋風ノ巻
五山風ノ巻　六初時雨ノ巻　七サシクシノ巻　八浮雲ノ巻

九モロコシノ巻　十ウクヒスノ巻　十一アヤメノ巻　十二
アタユメノ巻　十三ヲモネノ巻　十四ハナカツミノ巻　十五
ヲホロツキヨノ巻　十六ワタリカハノ巻　十七ウキフネノ巻
十八アスカヽハノ巻　十九ユフカホノ巻　二十ハツハルノ巻
已上二十巻

9　○燧深義　住

燧ノ野守ノ実義顕ス事ナシ春日大明神始出現時八代ノ尊侍者
具彼神夜半斗ツキ給道闇行アタハス八代ノ尊口カキテ火
ヲ出セリ此火飛テ雲中ニワル此火近代マテ消ヘス聖武天皇ノ
御時佐丸ノ宿祢野守定テヲカレケリソレヲトフヒノモリト
ハ云也此実義也不可読蒙秘義也

10　○水体事

水体云ハ後句ノ少ナカクテ一字二字余哥也此ハ名字秘スル也
目銀ニモ水体トハミヘタレトモイカナル哥トモ人シラヌ也

11　給子朝臣　隠作者也　宇多院后　給子女御也
寵　忠ホトコスハアラハシ名也

12　○金札伝　住　経信告

イサコヽニワカヨハヘナムスカハラヤ
フシミノサトノアレマクモヨシ

此哥古今ノ中ノ潅頂ノ哥也此ハ作者可愁也桓武天皇山城国藤
原伏見ノ里宮造住玉ヒシニ自天人来常住アヤシ思宣旨ヨム天
ヨリ金札フレリ其札ニ此哥アリ裏名アリミルニ天照大神トア
リ于時人託宣言伏見云ハ日本国ナリ日本国異名ホロホサレ
ン事悲ケレハ此国住テ国土ヲ守ト思也ト云日本ヲ伏見ト云ハ
二神嫁三イタレタリシ故也彼宮王ツクリテ大神宮祝奉ル也

今ノ伏見ノ御札ノ宮ト云ハ此也金札哥是也穴賢〻〻可秘〻〻

13　一ホノ〳〵トアカシノウラノアサキリニ
シマカクレユクフネヲシソ思フ

海上ノ旅トミヘタルハ別ノ事ナシ此ハ雅也裏高市ノ王子ノ
事ヨメリ是ハ風ノ哥也名所海路別離哀傷如此多数一首読ハ賦
ノ詞也船ヲ渡スニ王ノ世ヲ度ス事タハフルヽハ此哥也娑婆ハ
アキラカナルニ依テ明石ノ浦タトヘ冥途ノ暗霧タトフルハ興
ノ哥也三ノ世ヲ度スト云フ船ト云ハ頌也賢王ヲ船タトフ愚
王タトヘスサレハ王ヲホムル心頌ノ哥也此ヲ一首六義ト云也
依之此哥ヲ秘哥云也

14　人丸秘哥

チルハ雪チラヌハ雲トミユルカナ
ヨシノヽヤマノハナノヨソメハ

15　○五人死所事

延喜帝観音　山城国市野村　貫之文殊　近江国　躬恒甲斐国　小栗田
村　友則　東山　霊山　忠　大和国　白井ノ里

16　○千葉破深義

チハヤフルトハ木草山河人畜至皆具足物也其故何ナレハ
千葉ト云チト云ハ数ノ義也一切事サス詞也船ト云ハ渡トヨメ
リサレハ万物ワタル義也経云ハ久シキ也サレハ一切物渡テ年
久経心ヲチハヤフルト云也サレハチハヤフルトハ一切物ワタ
リテ年久義ナリ

17　○大明神義　夢延光中納言

住云ハ人主ト云リ此神百王ノ先祖万人ノ主也故人主ト云也吉
ト云天下自在ヲ得テ此国スミヨキ義也自性真如ノ都此娑婆

主マテ自在ヲエタル故住吉ト云也大ト者霊地不昧ノ義万法一如ノ具足ノ義也一切ヲ納故大ト云也大カ中万物納此神万神ヲ司義也明ト者日月ヲ合テカケリ此ハ天神地神合此明神トスル故也此日神月神ノ二神ノ所変一体成ヲ明ト云也諸道明義也自余ノ明神ト云ハ不然此明神准云也明神ノアル事ハ只此明神ニ限津守浦跡垂玉シ事ハ閑天皇縁宇三年正月十三日始テ影向也其前ニハ日天王スミ玉フト云ヘリ金剛輪妙多自在天神ト云ハ此御神ノ事也又ハ仙達御足達ノ尊トモ云也能ス可レ秘〻〻

18 中納言藤原延光—右大臣源俊高—為家—為氏—為顕—能基—快承—寿王丸

19 玉伝深秘巻　住吉

抑此和歌者天神之応身万法之妙体両句者天地陰陽胎金二界也上者胎蔵界下者金剛界也日月万物蔵之五七五七ト者五行五常五方五季也第一句ハ春自東来万物蒙仁悲皆悉任運之発気春之歌為仁歌者六義ヲ第一之句量哥如是歌読向東方発心日神法楽阿閦仏廻向滅六根之罪可成仏果此仁方発心之方也

ハルノクルミチコソミユレカスカヤマ
ミネノサカキノイロノテクラサ

次ニ第二句夏也自南来ル火方火性赤万物尊敬之方修行土也夏哥ハ礼哥ト云ハ礼歌六義第二句量此句火ノ体也若此句自余句勝作者在怪大喪大増悪者ナリ人咒咀此句歌ノ魂ヒヲ量必階所存努此句不可勝作者有レ謬此方宝生仏方也此方向レ夏読礼歌蛭尊廻向宝生仏可懺悔罪障哥云

ヲシナヘテナツノケシキハシラレケリ
ヤマホトゝキスマタキキナカス

次第三句秋也秋自西来秋哥ハ義義也六義此句量第三句金体也又此句余句勝主不吉也金物断義命断菩提之方也菩提者無常也此無常勝不吉也此句自句不可勝也秋歌読法楽素盞烏尊廻向無量寿仏可滅罪障

ウチツゝキノヘノケシキモアキトミヘテ
スゝキホニイツルカセソフキヌル

次第四句中也此句土用云此句度四句黄色也円満句云極句ト云果句ト云此句諸句中可レ勝此句口伝三種ノ深義アリ土句不レ勝作者不吉也六義以テ量レ之此句之哥祝神祇哥也此中王哥ト云此句弱ケレハ無大地五行立カ如シ故此句弱哥ハ悪哥也以之此句為宣一切之神可入之祝神祇之哥読大日廻向天照大神法楽可滅罪障此信哥也六義種アリ性六義体六義形六義性六義ト云ハ心六義ヲ読也体六義ト云四季詞若神祇等之其詞量其句哥也形六義者一首亘六義也

イスゝカハキヨキナカレノミチトメテ
アマテルカミヲオカミツルカナ

次第五句冬句也冬自北来水句黒色也此之句冬哥也六義可レ置第五句此句可レ勝此句不レ勝哥不吉也涅槃ノ哥也此水哥ヲ読廻向不空成就仏法楽月神可滅罪障云

ヤマカセハフキコホレトモアスカゝハ
ミツノイロニソフレハミヘケル

20 三十一字文字極事夫和哥三十一之神仙御座所尊云也三十一神各和哥ヲ守護シテ作者護ル故也若三十二三四字アルハ皆是一字可納物也若一字在若悪神怒給也故文字善悪調ヘ句正可読

21 物也三十一神ト者殊此ヲ可レ秘

海原彦宮国常足也　日向国　八天部宮国俠逃也　日向国
鳥海乙宮豊諶障也　出羽国　志貴手宮泥腹也　大和国
志貴田下宮坐腹也　河内国　牛畠宮大戸之道也長門国
山辺宮大和国大戸間辺也　清瀧瀬宮玉駿村也　山城国
国津社宮大和アリ面足　白山宮伊サナキ　加賀
御熊野宮伊サナミ　紀伊国　桑曽好宮根〻　和泉国
住吉宮ヒトナキサノ〻津ノ国　五十鈴宮日神　伊勢国
雅歟階武宮下照姫　肥前国　国上部宮天若彦　但馬国
石田宮□□力男　但馬国　八幡宮応神　山城国
野魚宮　片倉辺　武蔵国　伊豆宮　忍穂耳　伊豆国
天津宮天津彦　伊勢国　栗崎宮彦火〻出見　大和国
春日宮天之児屋〻　大和国　敷嶋宮天之児屋　大和国
箕田宮児屋手　武蔵国　粕方辺宮押手〻　信乃国
戸嶋宮多祢祇祢　伊賀国　草原宮　和泉国種景
大鳥宮種子　和泉国　大海宮天之多化良〻津之国
丹生宮于佐津〻　紀伊国
春日宮天之児屋〻　大和国
箕田宮児屋手　武蔵国
戸嶋宮多祢祇祢　伊賀国
大鳥宮種子　和泉国
丹生宮于佐津〻　紀伊国

已上三十一神哥守護神也

22 土句三種深義者

金玉宝義也土句ハ働事□テ常住也仍号金句土句ハ諸句ノ狂也仍号玉句土句哥ノ中ノ宝句也仍号宝句也此ヲ三ノ深義ト云也

23 奥善云 喜歟

此者住吉大明神ノ御作也天安元年正月廿八日在五中将授之給在五中将奉進大神宮自大神宮奉送延喜聖帝〻今此玉伝者高貴大明神従授在中将以来二条家之重宝也不及他家秘伝也依宿習最深得聞此奥義而已

24 九章密伝　住　九章者

木章　火章　土章　金章　水章　順章　逆章　乱章　散章等也

一木章云ハ第一句春ノ心ヲ顕シテ火章ノ詞ヲ添ヘシ木章云ハ物ノ始也火章云ハ讃心ノ詞也此章土章ニハ不可読土木悪シテ不吉也交レ云可レ悪也土章句ハ此句中神祇祝ノ心可読火章句ニハ物ヲ讃心可レ読也第二句也此水章句ヲ不可レ読水火悪キ故也作者悪物也水章句者釈教ノ哥也此哥ニハ木章ノ句最可レ然也金章句ニハ物ヲ破滅スル心也有無常ノ心哥也此句ニハ木章火章句ヲ不可読水章句土章ノ句ヲ可レ読讃タル心ト祝ノ心也如此五章調和ナル哥ヲ仏神モ受吉哥ト云也五章調和哥不吉哥ニ云也仏神怒リヲ成也順章者第一ノ句春有二句讃心有ヘキ哥也逆章者下始心アハ上可有讃ル心此ハ木生火ナル故義融通不悪云也乱章者五章不調ノ哥也此ハ一切ニ不吉也五章不調ト云ハ句毎悪章交悪也散章ハ第一始心ヲ読テ第三讃タル心アリ如此此彼打散テ章ノ不調ナル哥也是ハ不吉哥也不吉哥ヲ読主アシキ哥也此外三曲章云ハ廻本哥事也廻本哥三曲云ハ第五調合テ第四第三字ヲ略ヨメリ口伝云ヘシ

25 五色放光明変五句ノ和哥トナル和哥変人丸ナル人丸変大聖文殊トナル文殊変五智五仏ナル其文殊左般若ヲ持右釵ヲ持金師子坐八大童子七十八眷属左右ニ囲遶セリ壇上有二月輪一〻〻中三十一字アリ変三十六人トナル三十六人変人丸ナル次文殊咒千返印アリ相念誦新鈴如レ常次一字金輪千反次和哥成就印

真言ニ手組クミテ大指ヲ並ヘ立テ二指招マネケ二反唵悉多摩尼命（ママ）迦（ママ）呼卅六反
次合掌南無三十六人ニ
九之（ママ）次宝印　真言曰　唵人丸和歌和悉ソハカ七反
次ホノ〳〵トアカシノ哥十二反次梅ノ花ソレトモ見ヘスノ哥
十二反次（本ママ）後鈴　金三打　次坐ヨリテ金二打

26　血脉年号奥書代ト秘歌

住吉大明神　夜野寒衣哉薄片言木之行合野前尓霜哉置覧　寿
登明石野浦野朝霧尓嶋隠行舩於四曽思
　天安元年正月廿八日　伝授　住吉
業平　思事不言只尓曽息奴辺気我登等紫気人之無礼波　天武
天皇大澤野地野水草於吹野気天心之任月於宿讃布　聖武天皇
龍田河紅葉乱天流女里渡波錦中哉絶南
天照太神青柳之糸打波江天鶯野縫手宇笠波梅之花笠
　貞観十三年六月四日　業平
醍醐天皇富士之根波何毛不絶晩煙不断思余里立始気里
　延喜三年十一月十三日　大神
貫之　桜散留木之下風波冷加良天曽良尓不知雪曽雨気留
　延喜十九年七月十八日　天皇
時文　暮作礼波月待樫野徊（ママ）（ヤスラヒニ）尓同高峯尓鳴本登ト気寸
　貫之
順　阿紫路木尓賀天阿良留　錦何日積礼留（？）（モミチ）換　南留良布
　天暦三年六月一日
長家　山高見春登毛不見雪雨天道行人野袖寒（コホル）良布
　天暦三年十二月十三日　順
経信長家賛子住野江の松於秋風吹加良尓下枝於阿良宇奥津白南見
　長徳元年十一月十三日　長家
俊頼　伊作宵野月之光尓作曽波礼天何登毛不知宿（クヒネ）紫天之加
　元暦元年七月十八日　経信
俊成　千葉破留平野〻松野枝紫気見千代尓祢千代尓色加波留　良紫
　元久元年九月廿八日　俊頼
定家　玉由良久露毛涙毛不逗無人恋留宿之秋風
　承久二年十一月一日　俊成
為家　弊（ママ）多寸木懸天曽憑会日草今日之御秡野神野紫留紫於
　建長元年十月三日　定家
為顕　鹿嶋秋（ママ）野夕野真葛原裏見天野見曽露波古保留〻
　文永十年三月十三日　為家
能基弘安元年十二月十一日　明覚
快所弘安十年七月廿五日　能基
寿王丸永仁七年四月十日　快所

27　古今和歌師資相伝血脉譜（原本の系線を数字に代へて示す）

住吉大明神1
　文徳天皇天安元年正月廿八日住吉行幸之時業平朝臣賜玉
　伝阿古根浦仍古今此ニ始ル
　木工権頭兼春宮大夫正三位上行柿下朝臣人丸2
　有秘事人丸者住吉大明神化身也人丸生ヲ改テ生業平〻ニ生カ
　ヘテ生貫之ト云
正四位上行左近衛中将在原朝臣業平
　平城天皇　阿保親王五男母桓武天皇第八姫伊豆内親王也
　天安元年正月廿八日伝受

伊勢豊受天照大神

貞観十三年六月十一日業平大神宮奉玉伝古今奥義也

醍醐天皇　延喜帝此也字多天皇太子

延喜三年三月十二日栗田中納言藤原兼隆奉大神宮兼隆夢

中錦巻物自大神宮賜見（ヤ）夢覚見在巻物開不レ開玉伝此

也奉章（ママ）王此歌大秘也自此事信此道ニ古今集給ト云

従四位下行木工頭紀朝臣貫之

和泉守紀文鞆孫壱岐守紀良宗（定イ）二男

正五位下行紀朝臣友則

甲斐少目凡河内躬恒

右衛門付生（本）壬生忠峯

従五位上行大炊権助兼伊勢守紀時文貫之一男

大内記紀信之時文一男

大内記兼大和権守坂上是則

左京権大夫源朝臣家朝

治部卿中納言従三位上行藤原基俊

従五位上行能登守源朝臣順

大納言舜二男致孫也嵯峨天皇後胤

民部卿正二位大納言藤原朝臣長家

三条殿御堂関白大政大臣道長末男

民部卿正二位大納言源朝臣経信

就実親王後胤中納言道方男

長家為子仍伝之

正四位下行木工権頭兼修理亮源朝臣俊頼経信男

従三位皇大后宮大夫藤原朝臣俊成

長家後胤中納言俊忠男俊頼為弟子ト伝之

正三位権中納言藤原朝臣定家　俊成四男

民部卿正二位大納言藤原朝臣為家　定家一男

正二位権大納言藤原朝臣氏（ママ）為家一男

従五位上行左近衛少将藤原為世為氏一男

従五位上行侍従兼美濃権介藤原朝臣為顕

為家五男　文永十年三月十三日　出家

法名明覚房往東国

阿闍梨金剛仏子能基

於東京受之御堂関白後胤侍従藤原朝臣能□（本ママ）孫治部

権少輔兼肥後守朝基五男也住伊勢国

僧快承

弘安十年七月廿五日　受之

寿王磨　永仁七年四月十日　伝受也

一伊勢物語ト云事　二字義

28 業平中将作也人〻多ク此二字尺ニヲツクレリサレトモ業平木意（カ）（ママ）ノ

ヒトヽナルトヨメリ或ハ女トヨメリ実義ニハヲサムト云勢文字ヲハイ

キヲヒトヨメリサレハイキヲヒヲオサムトヨメリ此儀ハ此物

語陰陽男女義也陰陽ハ天地万物也サレハ一切ノ物ノイキヲヒ

ヲヲサムル物語也サレハ森羅万法仏神ニ至ルマテ其往ヲサムル

義也故ニ伊勢物語トハ万法ヲ一如ニヲサメタル義也（ママ）二史記云人心

勢（イサキヨクン）　其道久サレハイサキヨキヲヲサムトヨメリ此ハイサキヨ

キトハ一切ノヨキコトヲ丸（ママ）カシサ入テ伊勢ト云也人丸生ト云義ノ家ニル最

上義也云ヘトモ家伝義ハ万法ヲヲサムル義也

29 二字義　斎宮段古今同　龍田河古今同

今業平者人丸化身也故伊勢物語ト云ハ人丸ノ業平生テ造事也

三　尹　二　丸　五　力

一　イ　四　生

サレハ伊勢書人丸生テ尹ニ力アリトヨム也ツトメト云ハ今ノ和歌ノ道弘事云也此二字事様〻イヘトモ実義人丸業平生哥道ヲ弘陰陽ノ深義トシテ生類ヲ導事実義トセル也

30 一大原大神春日ウツシ奉事ハ貞観二年八月十一日此ハ業平勧請也

深秘口伝集上此中ニ六

一龍田河事　一御手洗河事　一業平人丸哥末読事　一斎宮段

一月ヤアラヌ事　一陽成院事

31 一チハヤフルカミヨモキカスタツタカハカラクレナキミツクヽトルハ

此歌龍田明神歌也龍田大明神云ハ住吉大明神ヲウツシ奉ル神也孝徳天皇勧請サレハ住吉龍田一体也雖然今世人此不知只龍田明神トノミ知業平住吉化現也サレハ業平此時宝殿中入テ大明神ト物語ヲシツヽ見ヘサリケレハ御子達中将イツクヘヤラムト尋玉フニ殿中ヨリチヤフルノ哥ヲヨミテ出セリ御戸開タレハ明神業平同体テ見合ス此ヨリ業平ヲ凡人アラスト人知リテ不レ軽サレハ此哥ハ業平明神一身合体ノ御哥也サレハ古今業平ノ哥入レリ実義ニハ明神業平不二体哥也住吉ハ伊勢弉諾尊化也

32 一陽成天皇実業平子也二条后業平忍通生タル子也

33 一コヒセシトミタラシカハニセシミソキカミハウケスモナリニケルカナ

此段カンナキト云ハ実坐ニハ非ス中将権者此道ヨリ衆生利益方便センタメ男女ノ嫁ヲスルヲ勅勘アルニヨテ恋セシト秡ヲスレハ神注玉フヲ云也ソレヲ神泣ト云也祢ヨ恋セシト云ハ利益衆生為ナレハ神もウケスシテ祢ヨマサルト云フ心也

34 一業平人丸ノ歌ノ末ヨムト云ハ一体二名ナルニヨリテ人丸ノ哥ヲ業平ヨム也人丸云モヽトセニヒトヽセタラヌツクモカミワレヲコフラシウチノハシヒメ人丸業平

35 一斎宮段　五月五日月光ノ瀧ナルト云ハ実月非月ヨミノ大明神トテ大神宮ノ門ヲ護神御坐也業平斎宮ヲカシ奉事利益方便ノ為アレハ月ヨミノ明神モ光朧此ヲ見トカメ玉ハスト云也サレハ業平参斎宮アヒ奉神明恵風御胸スヽシク月ヨミノ明神モ熱煩ノスヽシクナレハ影朧業平ヲ不罰云也其ヲ月朧ナルト云也

一神ノイカキモコヘヌヘシト云ハ業平アヒタサ神誓モシタマテヲモヤフリヌヘシト云也カミノイサムル道ナラナクニトハ我カ衆生為ニスレハ神モセストヨメル也

36 一月ヤアラヌハルヤムカシノハルナラヌワカミヒトツハモトノミニシテ

月ヤアラヌト云ハツキト云ハ王ヲハ日ト云月ヤアラヌト云ハ二条后云神宮皇后ノ化生住吉ノ第三ノ明神ノ化身也業平住吉ノ化身也サレハ昔ノ神代ノ事モ忘テ昔ノ后ハアラヌト云也春ヤ昔ノ春ナラヌト云ハ昔二神トシテ国治ヲハ忘レタルカト云也我身モトノ身トハ我身本ノ住吉也君本地忘レタルカトヨミ玉フ哥也深秘口伝アルヘシ

深秘口伝集下此中七

一人麿三所墓事　一小野小町時代不同事　一仁和中将二義事

一無何有里義事　一月神日神事　一ミスモアラス事

37 一人麿三所墓アリ一　大和国添上郡春道ノ森中二　長門国林嶋里三　石見国大山里此三所アリト云ヘトモ其骨不留実　天入テ失タリト云

38 一仁和中将ト云ハ藤中将良方ト云此ハ実義隠為也実ハ業平也故中将シト云ケリサレハ代々ノ御門官位ナシ玉ヘトモ中将ヲ不レ過トテ不成ト云ヘリサレハ仁和ノ中将ト云ハ一切陰陽相続道ヨリ和テ生死解脱ノ実相悟心ヲ立ル名也仁二人和二人中ヲヤワラクル心也業平トツク事ハ衆生業平ケテ実悟エシムル故也又云仁和ト云ハ明神人丸業平ト云二人ニ身ヤワラケテ人非人ヲ度スル故以テ云ト云ヘリ

39 一小野小町カ事　抑小野小町ト者弘法大師御入定時ハ生年四歳也然ニ大師ノ御造書玉造小町衰老事見ヘタリ此事如レ此答此大師御作書中現在記未来記シテアリ今事ハ未来記ノ中アリ然ハ権者　兼知未来記ノ中アル事顕然也実義ハ大師夢見ヘテ仁海作云

40 一無何有里云事　抑無何有里云ハ仙人ノ住所也無何有里云ハ無想無体外也本云

心尓紫無何有里尓懸礼波仙人山於何登賀見作覧

此哥仙人ノ哥也サレハハコヤノ山フカフノ里皆仙宮也菊水云ハ菊ヲ此ネリアハセタル物也此ヲ霊薬云也海松ノ根ヲ煎ノ等分入ノメハ仙道ヲウル也此仙人ノ秘薬也

41 一月神春ト云ハ月神春也日月神一体ナルユヘニ春日明神ト云也此天照大神日神也春日月神也此二神一体神ト現シテ日月神ノヲハセハ春ノ日ノ明神ト云也日神月神兄第也五行ヲ造ラム為別カテ二神トス本来一身ナルユヘニ日月ヲ合テ明神ト云也伊弉諾伊弉冊一体也日神月神一体也ト云

42 一ミスモアラスミモセヌ人ノ恋シサニアヤナクケフヤナカメクラサム

ミスモアラスト云ハ大方ヨソニモミヌ人非ト云心也内侍火多海尊化身也業平住吉大明神ノ化身也サレハ本地夫婦二神也今男女会合嫁示サムカ為出世ノウトキ人トナレハミモセヌ人ト云也昔イヘハ夫婦神也サレハミスモアラスト云也

口中深存義并内道論　　滋春

43 思フ事イハテタヽニソヤミヌヘキワレトヒトシキ人シナケレハ

抑業平ノ本意存念名字事本意存念者今此伊勢物語ヲ作事非男女交会之道云一業平自メ四歳僧正真雅ノ第子ト成テ十六ヨリ二十八至マテ真言一大宗奥義極タリ真言ノ惣血脉好賢ト云ハ此人法名也於俗法名ウクナリサレハ思事ヲイハテト云ハ真言深義ヲ人シラセテヤミヌト云也僧正殊愛念深カリケレハ一字深義ヲ不レ残業平伝ヘタル也抑伊勢物語云ハ両部ヲ伊勢ノ二字造テ真言胎金義ヲ男女ノ道作リナス也伊者胎蔵也伊　法納メテ諸法一如シル物也サレハ胎蔵界七百余尊籠一法トスサレハ伊ト云ハヲサムルトヨメリ勢者金剛界也勢云ハ種ヲ蒔ト

云ヨミアリ金剛界ト云ハ種子三摩耶形也サレハ金剛界種子ツクリテ胎蔵界ハラマスル也以此義ヲ真言一大宗ノ両部ヲ伊勢ノ二字ニツクル也物語ト云ハ最初　逆路マテヲ作ラムカ為物語ト云也昔男云ハ我身云此住吉ノ化身也本地観音也本地云ヘハ無始常住ノ仏ナルカ故昔云男云ハ金剛界尊義也サレハ男ト云也女ト者有常カ娘也此ハ胎蔵界本尊也サレハ女アリト云也初冠　トハ八葉最初ノ冠也奈良ノ京行　云ハ一切衆生化セムトテ凡夫地趣利生方便ヲ施　娑婆来人縁結云也観音日光ノ衆生光ユケハ春日ト云也春日云ハ恵長閑義也春ノ日ハ霞サヘラレテ曇也満明日衆生門入レハ曇心也大方物語ノ大　凡　真言深義ノ事ヲセテ造レリ

44 一十二人ノ化身事　　住吉示経信

清和天皇　地蔵化身　　貞数親王　阿弥陀化身
二条后　如意輪化身　　有常娘　胎蔵大日化身
染殿内侍　文殊化身　　源致　不動化身
阿保親王　薬師化身　　遍照　金大日化身
業平　聖観音　　滋春　千光井化身

45 内道論　　定家

問抑伊勢物語諸法根本無始無終ノ理体ト云事如何
答伊勢二字陰陽也陰陽万法ノ本源也サレハ何物二字ノ性徳漏タル哉然則森羅万像伊勢二字也
問森羅万法草木塵沙至ルマテ皆仏体也一物ト物非何仏法ノ深義ヲカリテ伊勢ノ二字ト云乎
答云必シモ仏法イフ所ヲカルニハ非ス本来ノ陰陽万物ヲイテ心色　ハナレス然則万法一如ノ二字云也今更作出ス陰陽ナラハコソ仏法ノ義ヲカルトハ申侍ヘカラス只彼方此方イハルヽ深義也
問仏法法界一心観成仏ノ道シレリ何此物語ニハ義円モアリトモ成仏ノ義アラムヤ　答云法界一如ノ陰陽ト観万物五行ミエツル即仏也サレハ仏法ト云物語ト云ハ暫名字カヘレトモ実義一同也サレハ業平権化ノ人ニテ暫真言ノ秘密戯論物語作リナシテ人深義ヲサトラシメン為也サレハ世ト云法ト云ハラクノ義也此物語則真言ノ深義也能〻可習云〻

46 昔云ハ中将伊弉諾尊化身也住吉大明神垂跡云ヘリ然者伊弉諾化成住吉　化成業平　伊弉諾秋津州造ムトテ大海原扶事昔也サレハ伊弉諾時此国ヲ造事云ハ昔ノ男書ケリ其ヲ昔男云也天新ホコトハ嫁根也男女二神ノ嫁ヲ云也有常ノ娘ハ伊弉冊尊ノ化身云長能私記云

羽林天地ヲ開シヲ五十六歳トカケリ此中将昔神ナリ時事也

47 星宮口伝　　小野小町大江惟章妻成筑紫住シ時中将勅使下タリシ小野相ヌ此時尼成山入ルト云事不審也実尼成タラムニハ何後住吉ハ中将可レ相此事如何　答云尼成云髪剃アラス神ヲヲロスヲ准テ云也此者筑前国大崎ト云所星宮トテ有河隔宮アリ此ヲハ度星宮ト云南七夕宮云也夫ヲ申者彦星宮龍女申者七夕ノ宮籠也七月一日ヨリ七日マテ籠河中三重ノタナヲユイテ星祭シテ三ノ手洗水ヲ入テ星影見何モ可レ相男ノ名カキタル手洗ウツレハ其夫可レ相知也此祭ヲセムトテ小野神ヲ下シ奉ヲ尼成ト云也山ニ入トハ恋ノ病入ヲ云也病ヲヤマト云

事常詞也